

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 19 期 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

令和 7 年 9 月 29 日作成

監査法人名	ひかり監査法人
所在地	京都市中京区東洞院通竹屋町下る 三本木5丁目470番地
代表者	統括代表社員 岩永憲秀

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

<目的>

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

<沿革>

- 平成19年 6月 京都市中京区にてひかり監査法人を設立
平成21年12月 東京都千代田区に東京事務所を開設
令和 3年12月 福岡市博多区に福岡事務所を開設

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務について、金融商品取引法及び会社法監査、会社法単独監査、私学振興助成法に基づく学校法人監査、労働組合監査を行っており、その他の法定監査として社会福祉法人監査、医療法人監査、投資事業責任組合監査、一般社団法人監査を取り扱うと共に、その他任意監査へ関与しています。

非監査証明業務に関しては、決算財務報告支援業務、財務調査、株価算定業務等を受任しています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特にありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和 7年 6月 30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4 社	4 社
金商法監査	-	-
会社法監査	9	3
学校法人監査	6	-
労働組合監査	2	-
その他の法定監査	7	-
その他の任意監査	22	-
計	50	7

(4) 非監査証明業務の状況

令和 7年 6月 30日現在

区分	対象会社数
大会社等	3 社
その他の会社等	13
計	16

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当法人は、「監査業務の品質を最優先に考えて誠実に業務に取り組むこと」を共通の価値観として大事にし、監査・会計のプロフェッショナルとして公認会計士の社会的な使命を公正かつ高品質に実現することにより地域経済の発展に貢献することを経営理念としています。

当該理念のもと経営の基本方針として以下を掲げています。

- 「監査業務の品質を最優先」に位置付けた法人運営を行うこと
- 事業規模拡大ではなく監査品質確保を達成するための適正規模を目指すこと
- 監査品質の向上のための創意工夫に継続的に取り組むこと
- 重要な意思決定は社員相互の深度ある協議により行うこと
- 業務に必要な知識・スキルを継続的に向上させるための機会を提供すること
- 主として国内で事業展開する中小規模の上場会社の監査にターゲットを絞ること

経営管理に関する措置

経営に関する重要な意思決定は、法令または定款に別段の定めがあるものを除き、「社員会規程」に基づき、社員全員によって構成される社員会において行っています。社員会は、経営の基本方針ならびに業務執行上の重要な事項について、報告・協議・審議し、社員の職務を監督しています。

社員会の代表者として社員会により選任された統括代表社員は、社員会の管理・監督のもと、法令・定款及び社員会決定事項の範囲内で、法人を代表して対外的・対内的に包括的な業務執行権限を有し、経営管理全般を取り仕切っています。また、法人全体として、監査業務の品質を最優先に考えて誠実に業務に取り組むという風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示すと共にその浸透度合いを評価する役割を担っています。

社員会において選任された品質管理担当責任者は、法人全体として監査業務の品質を最優先に位置付けた運営が達成されるよう、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用の役割を担っています。

法人全体の経営管理に資するため、統括代表社員のコントロールのもと、監査部、品質管理部、IPO推進部、業務支援部、管理本部といった専門部署を設置して円滑かつ効果的な法人運営を図る体制としています。

法令遵守に関する措置

コンプライアンス規程に基づき、管理本部内に統括代表社員をリーダーとするコンプライアンス推進チームを設置し、法令遵守にかかる情報収集、対応方法の検討等を行う体制を整備しています。また、コンプライアンス違反の疑いのある事象について法人内外を問わず幅広く情報収集するために当法人のホームページ内に「監査ホットライン」窓口を設置しています。

その他

経営方針として「監査業務の品質を最優先」に位置付けた法人運営を行うことの実効性を確保するため、品質管理部を設置しています。品質管理部は、品質管理担当責任者と品質管理担当者から構成され、品質管理部活動計画に基づいて、品質管理システムの整備と運用にかかる企画・立案及びモニタリング活動を行っています。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門として品質管理部を設置しています。

品質管理部は、社員会で選任された品質管理担当責任者を筆頭に複数の品質管理担当者及びスタッフを構成員としています。

品質管理部の役割は、品質管理体制の整備・運用にかかる企画・立案、日常的監視、定期的検証の実施、品質管理に関するモニタリング活動、その他「品質管理部ガイドライン」に定める事項を行っています。

専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理部が行う品質管理に係る業務、特に個別の監査証明業務を対象としたモニタリングを行うにあたっては、モニタリング実施者の選任にあたり、対象とする監査証明業務に関与していない者を選任することにより独立性を確保しています。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日

2025年6月30日

業務の品質の管理の目的

当法人は、以下の事項について合理的な保証を得ることを目的として、品質管理システムを整備し運用します。

- ✓ 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ✓ 監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

「監査の品質管理規程」第5章において、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定（独立性の確保を含む）を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。

職業倫理の遵守については、当法人及び専門要員の全員が誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動にかかる基本原則を遵守するという前提のもと、特に監査責任者による各専門要員の職業倫理の遵守にかかるモニタリングの重要性を強調しています。

独立性の確保のための方針として、毎年7月1日現在及び必要となる時点において倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、必要な対応を図ることとしていると共に、監査業務の担当者の長期間の関与に関しては、「監査業務の長期的関与に関する規程」において方針を定めています。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

「監査の品質管理規程」第6章において、契約の新規の締結及び更新にかかる方針及び手続を定めています。

当法人においては、社員の承認がなければ、監査契約の新規締結又は更新をしてはならないとしている。社員会審議の考慮要件として、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことのすべてを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことができることとしており、各要件の検討にかかる方針及び手続を定めています。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、より慎重な検討を行うこととしています。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

社員の担当業務については社員会において決定し、専門要員のアサイン等については、品質管理部及び各事務所長の協議を経て統括代表社員が決定しています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

各社員の報酬は、「社員職員評価規程」に基づいて評価した結果を基礎として、「社員報酬算定基準」により算定し、社員会において決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

専門要員に対する教育及び訓練については、少なくとも年2回の全体研修会を開催することとしており、研修内容、受講確認の方法、欠席者の取り扱いについて定めています。

年間を通じて、法人としての属性別の指定研修を定めると共にCPD単位数の取得については、上場会社等への関与者かどうか等の区分に従った必須単位数を設定し、充足しない場合の罰則も定めています。

また、一般財団法人会計教育研修機構の法人会員として登録していることから同法人の提供する研修プログラムの受講が可能な環境を整備しています。

(ウ) テクノロジー資源に関する事項

テクノロジー資源は、当法人のIT環境の一部を構成し、例えば、ITインフラ並びにITプロセス及び当該プロセスに関与する人的資源も含む概念として位置付けており、これらは、当法人の品質管理システムの運用及び業務の実施を可能にするために、取得又は開発し、適用、維持及び利用されなければならないため、その利用に関する方

針及び手続としてIT管理マニュアルを定めています。また、情報セキュリティ管理規程を定めて、組織的、人的、物理的、技術的に安全対策を講じています。

(エ) 知的資源に関する事項

知的資源、すなわち文書化された方針や手続、手法や指針については、当法人の品質管理システムの運用及びより質の高い監査の一貫した実施を可能にするために、取得または開発し、適用、維持及び利用されなければならないため、その利用に関する方針及び手続を定めています。

オ．業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人では、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切な問合せ先に専門的な見解の問合せを実施することとしています。「監査の品質管理規程」第60条において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めていると共に、実行性を確保するために、あらかじめ想定される事項別に適切な問合せ先を定めています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」第65条に定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないとしています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、一定の場合を除き、すべての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととしています。審査担当者は、法人所定の適格性の評価を経たうえで社員会により決定しています。なお、金商法監査の審査担当者については、より厳格な適格性要件を設定しています。

「審査規程」において、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性・客観性、審査の記録及び保存、審査を実施しない場合についての方針及び手続を定めており、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降となります。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルは、原則として監査報告書日から、60日を超えない範囲で最終的な整理を完了させ、物理的に内容が閲覧できないように封印した状態で紙面にて保管しています。封印後の監査ファイルは、品質管理担当者のみがアクセスできる鍵付きのロッカーに隔離保管することにより、所定の承認手続を経ない限り閲覧できないように

しており、不適切な変更が物理的にできないように管理しています。

なお、監査ファイルの電子化については、令和6年4月1日以後開始事業年度にかかる監査業務から適用しています。

(オ) その他

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査マニュアル」として定めています。

当該方針及び手続としては、上記アからエの他、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、監査事務所内における監査責任者の全員の交代の取り扱いなどについて定めています。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

情報と伝達に関する品質目標の設定

監査事務所は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システムに関する情報の取得、生成又は利用、及び当法人内外への適時な情報の伝達に対処する、以下の品質目標を設定しています。

- (1) 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。
- (2) 当法人の組織風土が、専門要員と当法人との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
- (3) 監査チームを含む当法人全体で関連性のある信頼性の高い情報が以下のように交換されること。

専門要員と監査チームに情報が伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。

専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当法人に情報を伝達する。

- (4) 関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。

当法人から当法人のサービス・プロバイダーに対して情報が伝達される。

法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達される。

監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

当監査法人の監査業務等に関連する法令等の違反行為や不正行為等（独立性違反、インサイダー取引等を含む）に関する情報を、当監査法人の内外から広く収集し、当監査法人が提供する監査業務等の品質向上に役立てることを目的として監査ホットラインを当監査法人のホームページ上に設定しています。これは、監査の品質管理規

程に定める内部通報等制度を具体的に運用するものであり、当監査法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て、当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て、個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て、不正リスクに関連する情報以下の内容に関する不服と疑義の申立の手段となります。

なお、監査ホットライン規程において、個人情報に関しては守秘義務を遵守すること、申立人や情報提供者が、不当な取り扱いを受けることがないように、統括代表社員及び品質管理担当責任者は、当該者を特定することがあってはならないことを定め、内部通報等により専門要員が不当な取り扱いを受けることのないようにしています。

監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査役等との品質管理システムに関する協議は、監査計画説明や監査結果報告において会計監査人の職務遂行説明書等の書類を参照しながら行う方針としています。

必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報提供については、事業年度終了後6か月以内に「監査品質のマネジメントに係る年次報告書」をホームページに公開する方法により行います。

品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

「監査品質のマネジメントに係る年次報告書」をホームページに公開するとともに広く内外から監査品質の向上に向けた意見等を受け付ける方法により、品質管理システムの状況について監査報告の利用者が適切に評価できるための透明性を確保しています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に関する目標に関連して、以下の方針又は手続を定めています。

後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるための方針又は手続

前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項について問い合わせるための方針又は手続

監査実施の責任者が、実施した引継の状況を適切な部署又は者に報告するための方

針又は手続

ク .アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任及びその役割及び責任の明確化

当法人の業務の品質の管理を行ううえで必要な責任者は、法人所定の適格性の評価を経たうえで、社員会において選任しています。

統括代表社員は、品質管理システムに関する最高責任者として、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。また、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示す役割を担い、年に一度の頻度で品質管理システムを評価します。

品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者として、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負うと共に、不正リスクに関する責任を負います。また、品質管理担当責任者は、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として、識別された不備に対処するための是正措置が、識別された不備と関連する根本原因に応じて適切にデザインされているか評価し、また、適用されているかを判断するとともに、過去に識別された不備に対処するために適用された是正措置が有効であるか評価し、是正措置が適切に修正され有効であると判断できるまで、適切に対処する責任を負います。なお、モニタリングにおいては、対象業務から独立した担当者を選任して実施しています。

ケ .アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用しています。

品質管理システムの目的を達成するために、品基報第1号で規定している品質目標を設定しています。

品質リスクの識別及び評価に当たり、以下の事項を実施しています。

(1) 品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動について理解しており、これには以下が含まれます。

当法人の性質及び状況について、以下に関連する事項

ア．当法人の組織構成等の複雑さと運営上の特徴

イ．当法人の戦略及び業務上の意思決定並びに行動、ビジネスプロセス及びビジネスモデル

ウ．リーダーシップの特徴及び経営スタイル

エ．サービス・プロバイダーから提供される資源を含む、当法人の資源

オ．法令等、職業的専門家としての基準及び当法人が事業活動を行う環境

カ．ネットワークの要求事項及びネットワーク・サービスの内容及び範囲

当法人が実施する業務の内容及び状況について、以下に関連する事項

ア．当法人が実施する業務の種類及び発行する報告書

イ．業務の対象となる企業の種類

(2) 上記(1)の条件、事象、状況又は行動の有無が、品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮します。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人におけるモニタリングは、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動によって行っており、定期的なモニタリング活動には、完了した業務の検証が含まれます。

モニタリングの結果、不備が識別された場合にはその原因分析を行うと共に不備の重大性や広範性を評価し不備に対する是正措置を講じます。

一連のモニタリング活動と不備への対応を含めた改善状況については、社員会に報告されます。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

➤ 評価結果

品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると判断します。

➤ 理由

以下の事項を考慮して評価した結果、いずれも適切に対応されており、重大な不備事項は見受けられなかったことから上記評価結果と判断しました。

識別された不備の重大性及び広範性、並びに品質管理システムの目的達成への影響、是正措置が監査事務所によってデザインされ適用されているか、また評価時点までに講じられた是正措置が効果的であるか。品基報第1号第45項に従った更なる措置が行われているか等、識別された不備の品質管理システムに及ぼす影響について、適切に是正されているか。

の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はない。

(4) **公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置**

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、公認会計士である社員以外の者が公

認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす事象は想定されず、これを排除するための措置は特に講じていません。

(5) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和5年10月に品質管理レビューを受け、同年11月21日付の品質管理レビュー報告書を受領しています。

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを統括代表社員が確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
13 人	- 人	13 人

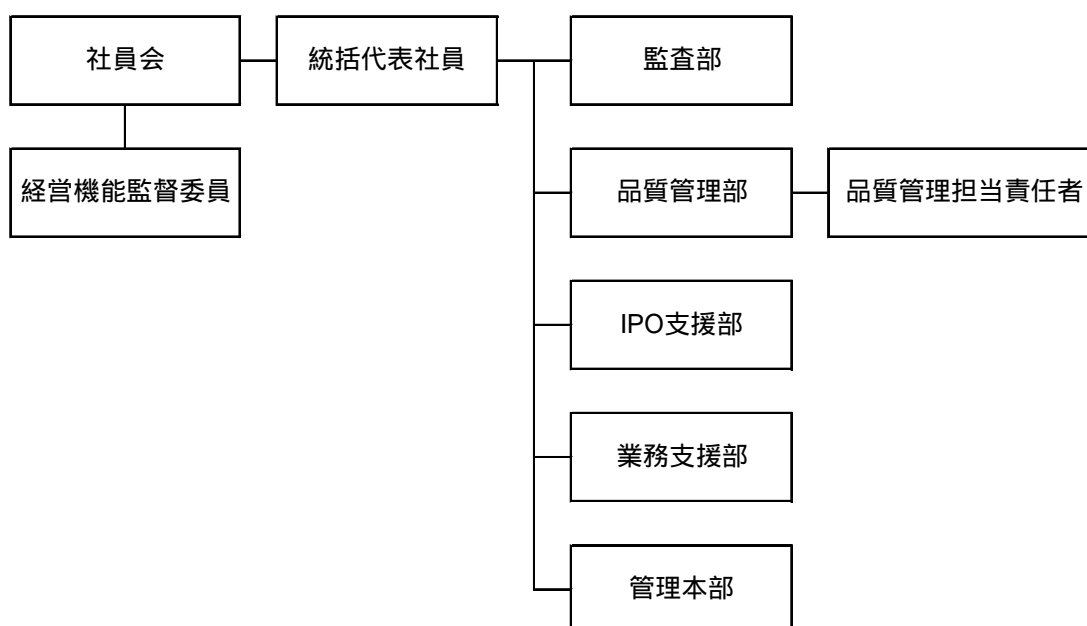
2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	意思決定機関	人 13	人 -	人 13

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 京都	京都市中京区東洞院通 竹屋町下る三本木5丁 目470番地	8人	- 人	8人	27人
(従) 東京	東京都千代田区飯田橋 四丁目6番9号	4	-	4	22人
(従) 福岡	福岡市博多区店屋町1 番31号	1		1	9人

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 18 年度 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日	第 19 年度 令和6年7月1日～ 令和7年6月30日
売上高		
監査証明業務	384,033	430,057
非監査証明業務	46,230	33,500
合 計	430,263	463,557

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため添付していません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため添付していません。

4. 供託金の額

無限責任監査法人であるため記載していません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため記載していません。

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社 三東工業社

株式会社 京都ホテル

株式会社 アテクト

株式会社 SANKO MARKETING FOODS

株式会社 ジャパネットホールディングス

株式会社 延田エンタープライズ

ピーケーエム 株式会社